

日韓投資協定(抜粋)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定)

効力発生 二〇〇三年三月二三日(ソウル)
国公承認(二月一日公文交換、二月二日公布、条約一七号)

二〇〇三年五月一九日

日本国政府及び大韓民国政府は、
両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを
希望し、それぞれの国の投資家による他方の国の領域内における投資を
拡大するための良好な条件を作り出すことを意図し、

両国における民間の効率を促し及び繁栄を促進する上で投資の
漸進的な自由化を図ることが層重要なことを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和すること
なしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上での労働者と使用者との間の協調的な
関係が有する重要性を認識し、

一千九百九十四年四月十五日に署名された世界貿易機関を設立す
るマラケシ協定その他の協力を関する多国間の文書に基づく

権利及び義務を想起し、
この協定が外国投資についての国際的な規則の发展に関する国
際的な協力の強化に寄与するものであることを希望し、

この協定が二十一世紀における両国間の新たな経済上の連携の
起点となることを信じて、
次のようにおり協定した。

(1) **〔定義〕** この協定の適用上、

「投資家」とは、それぞれの締約国について、次のものをい

う。
当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは

支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているか
を問わず、当該締約国の関係法令に基づいて設立され又は

組織される法人その他の団体(会社、社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体及び組織を含む)。

「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又
は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業(営利目的であるかないか、また、民間が所有し若し
くは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配してい
るかを問わず、一方の締約国の関係法令に基づいて設立さ
れ又は組織される法人その他の団体をいい、会社、社団、

信託、組合、個人企業、支店、合弁企業、団体及び組織を
含む)。

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そこから派生する
権利を含む)。

(c) 債券(社債、貸付金その他の形態の買付債権(そこから派
生する権利を含む))。

(d) 完成後渡し、建設、経営、生産又は利益分配その他の他
約上の権利。

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請
求権。

(f) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業
用の名称、原産地表示又は原産地名称及び開示されていな
い情報を含む知的所有権。

(g) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づ
く権利。

(h) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産である
か不動産であるかを問わず他のすべての資産及び貸借権、
抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権。

投資財産には、投資財産から生ずる価値特に、利益、利
子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の
形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさな
い。

「領域」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国
の主権の下にある領域をいう。

(7) 「締約国」とは、文脈により、日本国又は大韓民国をいう。

第二条 (内国民待遇 最惠国待遇) 1 各締約国は、自國の領域
内において、投資財産の設立、取得、
拡張、運営、経営、維持、
使用、享有、売却その他の処分(以下「投資及び事業活動」とい
う)に関し、自國が同様の状況において自國の投資家及びその
投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇(以下「内国民待遇」
といふ)を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

2 各締約国は、自國の領域内において、投資及び事業活動に關
し、自國が同様の状況において第三国(投資家及びその投資財
産に与える待遇よりも不利でない待遇以下「最惠国待遇」とい
う)を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

第四条 (例外措置) 1 第二条、第八条又は第九条の規定にか
かわらず、各締約国は、これらの規定による義務に適合しない
措置(以下「例外措置」という)を、附属書Iに特定する分野又は事項に
ついて採用し又は維持することができる。

2 3 (略)

第五条 (同前) 1 第二条、第八条又は第九条の規定にかかわ
らず、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措
置を、附属書IIに特定する分野又は事項について維持すること
ができる。

2 分野又は事項について、その時点において存在するすべての
例外措置を他方の締約国に通報する。この規定による通報には、
それまでの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに
がかかる。

3 各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書IIに特定す
る分野又は事項について、その時点において存在するすべての
例外措置を他方の締約国に通報する。この規定による通報には、
それまでの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに
がかかる。

4 (e)(d)(c)(b)(a) 当該例外措置をとる理由又は目的
5 3 各締約国は、2の規定により通報した例外措置を、漸進的に
削減又は撤廃するよう努める。

4 4 いすれの締約国も、この協定の効力発生後においては、附属
書IIに特定する分野又は事項について新たに例外措置を採用し
てはならない。

4 の規定は、締約国が既存の例外措置の改正又は修正を行
う。



ことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正が、当該改正又は修正を受ける直前における例外措置の第二条、第八条又は第九条との適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

7 6 (略) 4 の規定にかかるはず、各締約国は、資金上、経済上又は産業上の例外的状況においては、附属書IIに特定する分野又は事項についていかなる例外措置も採用することができる。ただし、当該締約国が、当該例外措置の実施の前に次のことを行うこと

(a)-(e) (略)

第八条 **入国・滞在許可** 1 入国及び滞在並びに労働の許可に関する法令に従い、各締約国は、他方の締約国の投資家に対し、当該投資家又は当該投資家を雇用している当該他方の締約国の企業が自國の領域内において相当額の資本その他の資金を投下した投資財産若しくは投下する過程にある投資財産を設立し、開発し若しくは管理し又はその運営に関する助言を行つたものに一時的な人國及び滞在を認め、並びに労働の許可を与える。ただし、当該投資家がこの条に規定する要件を満たし続けることを条件とする。

2 いすれの締約国も、1の規定により入国を認める際に、割当による人數制限

(a) 当該制限を適用する予定である旨を、その実施予定期日の六日前までに他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国による要請に応じ、当該制限の実施の前に当該他方の締約国との間で協議を行うこと。

3 いすれの締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産である当該一方の締約国との企業が特定の国籍を有する者を取締役又は役員に任命することを要求してはならない。

(b)(a) **バフォーマンス要求** 1 いすれの締約国も、自國の領域内において他方の締約国の投資家が投資及び事業活動を行う条件として、次の要求を課し又は強制してはならない。

一定の水準又は割合の現地調達の達成

(c) 自国の領域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入・利用若しくは優先又は自國の領域内の自然人若しくは法人その他の団体からの物品若しくはサービスの購入数量又は価額を、輸出数量若しくは価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(d) 資家の投資財産に係る販売を、輸出数量若しくは価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自國の領域内における販売を、輸出数量若しくは価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を自國の領域内の自然人又は法人その他の団体に移転すること。

(g) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的所有権の移転に関する場合

(h) 自己の領域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けてによる。又は経営上の需要を考慮するとの要件による人數制限を行わない。ただし、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合は、この限りでない。

10 日前までに他方の締約国に通報すること。

11 当該制限を適用する予定期日の六日前までに他方の締約国による要請に応じ、当該制限の実施の前に当該他方の締約国との間で協議を行うこと。

12 いすれの締約国も、自國の領域内における他方の締約国の投資家及び事業活動に際し、利益の付与又はその継続の条件として、(i)から(j)までに規定する要件のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

13 いすれの締約国も、自國の領域内において他方の締約国の投資家及び事業活動に際し、利益の付与又はその継続の条件として、(i)から(j)までに規定する要件のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

14 **一般的待遇・収用** 1 各締約国は、自國の領域内において他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ平衡的な待遇並びに十分かつ継続的な保護及び保障を与える。

2 (略)

15 **一般的待遇・収用** 1 各締約国は、自國の領域内において他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ平衡的な待遇並びに十分かつ継続的な保護及び保障を与える。

3の規定に従い投資紛争を紛争解決手続に付託しようとする投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。通報には次の事項を明記する。

(b)(a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所

問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約この協定のいずれの規定について違反があつたとされるかについての特定を含む。

(c) 当該投資家の求める救済手段(必要に応じて、損害賠償請求額の概算を含む)。

(d) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの。

3の規定にかかると、投資家は、損失又は損害が生じたことを知った日又は知ったと考えられる最初の日から三年を超える期間が経過した場合には、3の規定による請求を行うことができない。

6 この条の規定により行われる裁定は、最終的なものとし、かつ、付託された投資紛争の当事者を拘束する。各締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の領域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

7 この条の後段及び3の規定は、第十七条又は第十八条の規定が規律する締約国の措置については、適用しない。両締約国との権限のある当局は、一方の締約国の要請に応じ、この7の規定の適用について協議を行う。

8 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国を妨げるものではない。この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国が司法的又は行政的解決を求めることが

